省　令

○国土交通省令第四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第十五項（同法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第七条第一項（同法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項（同法第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第三項並びに第九十三条の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、次に掲げる書類」を「申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「、前項各号に掲げる書類」を「同項の写真」に改める。

第一条の三第一項第四号を削り、同項第五号中「建築士により」を「一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第四項第四号及び第三条第三項第四号において「建築士」という。）により」に、「第四項第五号及び第三条第三項第五号」を「第四項第四号及び第三条第三項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号及び同条第四項第四号を削り、同項中第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削る。

第二条の二第一項第三号を削る。

第三条第一項第三号、第二項第四号及び第三項第四号を削り、同項中第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削る。

第三条の三第一項中「第一条の三第一項及び第四項」を「第一条の三第一項第一号ロ(3)及び第四項第一号ハ(2)」に改め、同条第二項中「第二条の二第一項」を「第二条の二第一項第一号ロ(2)」に改め、同条第三項中「第三条第一項、第二項及び第三項」を「第三条第一項第一号ロ(2)」に改める。

第四条第一項第七号を削る。

第四条の四の二中「第四条中」を「第四条第二項中」に改める。

第四条の八第一項第六号を削る。

第四条の十一の二中「第四条の八中」を「第四条の八第二項中」に改める。

第四条の二十五中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次のように加える。

九　講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第四号の表の上欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

第四条の三十七中「及び同条第五号中「前号」を「同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号」に、「同条第十一号」を「同条第十二号」に改める。

第四条の三十九中「及び同条第五号中「前号」を「同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号」に、「同条第十一号」を「同条第十二号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条、第四条の二十五、第四条の三十七及び第四条の三十九の改正規定は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百三十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月三十日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　　称	平成二十五年度米国派遣訓練（航空部隊）
二　国外派遣期間	平成二十五年六月四日から平成二十五年七月十九日まで
三　派遣人数（概数）	六十名程度
四　派遣地域	米国（グアム、ハワイ、ウィッビーアイランド（ワシントン州）及びカナダ（コモックス）

○総務省・法務省・経済産業省告示第七号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十五年五月十四日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月三十日

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　ＴＯｉＮＸ電子入札対応認証サービス

2　特定認証業務を行う者の名称　東北インフォメーション・システムズ株式会社

3　特定認証業務を行う者の住所　宮城県仙台市青葉区中央二丁目９番10号

4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　DCE0　02D5　D97C　D910　A062　9EC0　FCF7　FCD8　220A　F987

5　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　452F　A231　C22A　A9F1　E6D0　76FA　A8AC　F02D　5AD8　0ADE

6　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　8345　A7EF　F050　55D7　DE58　5D7C　BBA8　905A　6F59　4957

7　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　8A31　1167　EF37　C4B3　6842　F7A3　36DD　2B5B　BEE7　B1FE

○総務省・文部科学省・経済産業省・農林水産省・国土交通省告示第一号

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）第八条の規定に基づき活用行事等支援事業実施機関として指定した財団法人地域伝統芸能活用センターから、地域伝統芸能等を活用した行事等に関する支援事業実施機関に関する省令（平成四年通商産業省、運輸省、自治省、文部省、農林水産省、令第一号）第二条第二項の規定により名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月三十日

総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の支援事業実施機関の名称　財団法人地域伝統芸能活用センター

二　変更後の支援事業実施機関の名称　一般財団法人地域伝統芸能活用センター

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

○法務省告示第二百五号

奈良県御所市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十五年五月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

奈良県南葛城郡御所町大字池之内八百九十一番地　鳥谷チヱ子

○法務省告示第二百六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年五月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　北海道美唄市大通東１条南３丁目１番13号　権啓太　昭和61年12月21日生

住所　東京都中央区新川２丁目27番４―3112号　権康太　平成２年９月29日生

住所　神戸市灘区新在家南町１丁目１番４―1007号　**遊**英基　昭和59年６月29日生

住所　大阪市都島区中野町４丁目17番10号　関永美子　昭和40年２月１日生

住所　東京都世田谷区桜丘１丁目１番１号　金猛　平成８年６月26日生

住所　堺市北区中百舌鳥町１丁28番地８　関宣明　平成６年４月８日生

住所　李裕一　昭和45年９月24日生　金尚由　平成２年11月27日生